

(答申第54号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「処分庁」という。）が行った国民健康保険事務に係る保有個人情報不開示決定（不存在）は、妥当である。

第2 質問事案の概要

1 保有個人情報開示請求等

（1）保有個人情報開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、令和6年9月4日付けで処分庁に対し、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（2）本件開示請求の内容

私の（国民健康保険台帳）

2 処分庁の決定

処分庁は、請求内容に合致する公文書を作成又は取得していないことを理由とする保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年9月11日付け国保第451号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年10月9日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 質問

処分庁は、法第105条第3項で準用する同条第1項の規定に基づき、令和6年11月25日付け国保第522号の2で、本件審査請求について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に質問した。

第3 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

（1）本件処分の違法性について

審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇日以降、〇〇市の区域内に住所を有する〇〇市民である。それにもかかわらず、岐阜県知事が行った本件処分は、法解釈の適用を誤った違法がある。

岐阜県知事が令和5年8月21日に交付した「本人確認情報確認書」には、

住民基本台帳法、国民健康保険法、地方税法は、住民の居住関係の公証、国民健康保険の適正な運営、個人情報の保護に関する具体的な規定を設けており、市町村には国民健康保険の被保険者資格の管理や、国民健康保険賦課台帳の作成義務がある。都道府県は、市町村の国民健康保険事業の安定的な財政運営と効率的な実施確保の役割を担っており、市町村から報告を徴収することも可能である（国民健康保険法第4条第2項、第106条）。

(2) 理由提示の不備について

それにもかかわらず、岐阜県知事が行った本件処分には、「私の（国民健康保険台帳）不存在（請求内容に合致する公文書を作成又は取得していないため）」という記載のみで、事実関係やどのような基準を適用して処分を行ったかを全く記載しておらず、法の趣旨を満たす処分理由を審査請求人が知ることができたとは考えられないため、理由の記載は不十分である。

「作成又は取得していない」という結論のみで、なぜ作成・取得していないのか、その具体的な事実関係や、どのような調査を経て存在と判断したのかが一切示されていない。本件のように多数の客観的な居住実態を示す証拠が存在し、市町村（○○市）が被保険者情報を保有していることが明らかな状況においては、形式的な「不存在」の一言では説明責任を果たせていな

岐阜県知事による本件処分は、多数の客観的証拠と関連法令の要請を無視した不当な判断である。特に、その理由付記は、具体的な事実関係や判断の

根拠を示さず、行政処分の理由付記の法的要件を著しく欠いている。

(3) その他の主張について

国民健康保険法第5条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と定めており、岐阜県知事が交付した令和5年8月21日「本人確認情報確認書」の記載のとおり、平成〇〇年〇〇月〇日以降〇〇市民であり、国民健康保険の被保険者の資格を有する。それにもかかわらず、岐阜県知事がした平成29年12月28日「裁決書（地福第501号）」の裁決は、違法である。

〇〇市長が令和5年8月3日まで岐阜県知事に対して住民票の記載等に係る審査請求人の「本人確認情報」を電気通信回線を通じて送信しなかった、〇〇市長の行為は、住民基本台帳法に違反するものである。

岐阜県知事は、〇〇市長に対し、「国民健康保険の被保険者の資格を、職権による記載の修正をせよ。」と住民基本台帳法第31条第1項に基づく是正の指導、または同条第2項に基づき助言若しくは勧告を発すべきである。

第4 処分庁の主張

1 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

2 本件処分の理由

処分庁が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

国民健康保険関連法令において「国民健康保険台帳」という名称の文書は存在しないため、保有個人情報開示請求書の提出時に本件開示請求の対象文書について審査請求人に確認したところ、審査請求人は被保険者の氏名や生年月日等、被保険者の資格に関する情報が記載された台帳の公開を希望したため、本件開示請求の対象公文書は「国民健康保険の資格管理に必要な被保険者の氏名、性別、生年月日、住所、被保険者を識別する番号及び異動情報が記載された台帳」であることを確認した。

(2) 本件処分の理由等について

国民健康保険法第4条第2項において規定される県の業務は県内の国民健康保険事業の安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保であり、被保険者の資格管理に関する業務は規定されていないため、県は業務上必要でない台帳は作成していない。

加えて、国民健康保険の被保険者資格及び同資格の取得や喪失の時期については、国民健康保険法第5条から第8条までに規定されているところであるが、資格管理に当たって都道府県や市町村が台帳を作成して行わなければならないといった規定は同法には存在しない。また、資格管理に当たって都道府県や市町村に台帳の作成を義務付ける旨の厚生労働省からの通知等も存在しない。

また、個人情報保護法第61条第1項において、法令の定める所掌事務又は

業務を遂行するため必要な場合に限り個人情報の保有が可能であると規定されているが、県の業務は上述のとおりであり、業務の遂行に個人情報の保有は不要である。

なお、国民健康保険法第106条において、県は必要があると認めるときは、市町村から国民健康保険事業及び財産の状況に関する報告を徴収することができる旨が規定されているが、県の業務を遂行する上で各市町村から台帳を徴収する必要がないため、当該台帳を徴収及び保有していない。

以上のとおり、処分庁は本件開示請求の対象となった「私の国民健康保険台帳」、つまり審査請求人の台帳を作成する必要がなく、かつ、処分庁には市町村からの報告として被保険者の資格に関する情報を徴収する必要がなく、その根拠も存在しないため、処分庁は審査請求人の台帳を作成及び取得していないことを理由とする本件処分を行った。

また、審査請求人が示している「本人確認情報確認書」は住民基本台帳法第30条の32第2項の規定により交付されたものであって、氏名、住所、生年月日及び性別の4情報に加え、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報が記載されているが、これらの記載内容を確認するだけでは、同書に氏名が記載された者が国民健康保険の被保険者なのか、被用者保険の被保険者なのか、あるいは生活保護受給者なのか等国民健康保険法第6条に該当するか否かを判別できないため、国民健康保険の資格管理に使用できるものではなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 理由提示の不備について

本件処分の根拠である法第82条第2項には、「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定されている。また、行政手続法第8条には、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定されている。

本件処分の通知書において、開示しないこととした理由については「不存在」であることを示した上で、「請求内容に合致する公文書を作成又は取得していないため。」と具体的な不存在の理由を付記している。

これらの記載事項に照らせば、本件不開示決定を行うに至った根拠は了知し得るものといえる。

(4) その他の主張について

本件審査請求は、本件処分の適否に関するものであり、審査請求人は住民基本台帳法、戸籍法等を引用するとともに住所及び国民健康保険の被保険者資格について見解を述べているが、審査請求人が国民健康保険被保険者の資格を有するか否かも含めて、本件処分の適否とは無関係である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮詢事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

一方、処分庁によると、国民健康保険法第4条に国、都道府県、市町村の責務に関する規定が定められており、県は県内の国民健康保険事業の安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保といった県や市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすこと、市町村は被保険者の資格管理や保険料の徴収と保健事業の実施等の役割を担うこととされており、したがって、県は市町村との間で納付金の徴収や補助金の交付等の事務は行うものの、被保険者となる県民を直接の対象とした業務は行っていないことから、請求内容に合致する台帳は作成しておらず、かつ、市町村から台帳を取得することもないとのことである。また、国民健康保険法の規定や厚生労働省の通知においても、台帳の作成を義務付けるものはないとのことである。

個人情報の保有に当たっては、法第61条において法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないと定められている。そして、国民健康保険法及び関係法令において、被保険者に関する台帳の作成を県や市町村に義務付ける規定は存在せず、かつ、厚生労働省から台帳の作成を義務付ける通知等も発出されていないのであれば、処分庁が行う当該事務事業において、通常は県が自ら台帳を作成し、あるいは市町村から台帳を取得して業務を行うことは考えられず、また、本件文書を不存在とする処分庁の説明を覆すに足りる事情も見出し難いことから、本件開示請求に係る台帳を保有していないという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 理由付記について

審査請求人は、本件処分の決定通知書には、「私の（国民健康保険台帳）不存在（請求内容に合致する公文書を作成又は取得していないため）」の記載だけであり、なぜ作成又は取得していないのか、どのような調査を経たのかといった事実関係やどのような基準を適用して処分を行ったか全く記載されておらず、法の趣旨を満たす処分理由を審査請求人が知ることができないことから、

理由付記の要件を欠くものとして違法である旨を主張する。

この点、法第82条第2項は、保有個人情報を開示しない旨の決定をしたときは、書面により通知することを義務付けており、この通知には、行政手続法第8条の規定に基づき理由の記載をすることとされている。これは、行政機関における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた開示請求者が、当該決定を不服として審査請求又は取消訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは開示請求の内容を変更して再度開示請求を行うなどの対応を探る場合に便宜を図るものであることから、不開示と判断する要件、該当する事実について、可能な限り具体的に記載する必要があるとされている。このことは、開示請求に係る保有個人情報が存在しないとして不開示とする場合であっても同様であり、開示請求者において、いかなる根拠により開示請求に係る保有個人情報が不存在であるとして不開示処分がされたのかを了知し得る程度に理由を付記する必要があるといえ、したがって、単に不存在であるという事実だけでは、足りないといわざるを得ない。しかし、例えば「保有個人情報開示請求に係る公文書を作成又は第三者から取得していない」、あるいは「作成又は取得した後に廃棄された」、「請求に係る保有個人情報が組織共有に当たらない」などを記載しているのであれば、文書の調査の過程や作成又は取得していない理由を個別具体的に明らかにすることまでは、法律上要求されていると解することは困難である。

そうすると、本件処分における理由付記について、不開示理由の欄には、不存在であることとともに、「請求内容に合致する公文書を作成又は取得していないため。」と記載されており、不開示決定の理由を審査請求人に知らせるための具体性の程度において不備があるとは認められない。

3 その他の審査請求人の主張について

その他、審査請求人は、国民健康保険の被保険者資格を有する旨を説明し、岐阜県知事が行った平成29年12月28日付け地福第501号の裁決が違法であること、○○市長が本人確認情報を岐阜県に送信しないことは違法であること、住民基本台帳法に基づく是正の指導等を行うべきことなどを主張するが、当審査会は、岐阜県個人情報保護審査会条例により与えられた所掌事務の範囲において、請求者からの保有個人情報開示請求に対し処分庁が行った不開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、これらの主張については、審査の対象外である。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮詢事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和6年11月25日	処分庁から諮詢を受けた。
令和7年2月17日	処分庁から弁明書（写し）を受領した。
令和7年3月10日	処分庁から反論書（写し）を受領した。
令和7年6月2日	処分庁から再弁明書（写し）を受領した。
令和7年6月17日	処分庁から再反論書（写し）を受領した。
令和7年9月10日 (第115回審査会)	諮詢事案の審議を行った。
令和7年10月17日 (第116回審査会)	審査請求人及び処分庁から口頭意見陳述を受けた。 諮詢事案の審議を行った。
令和7年12月17日 (第118回審査会)	答申案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	鍋口 崇	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	椎名 智彦	朝日大学法学部教授	
	白木 雄一郎	岐阜商工会議所議員	
会 長	和田 恵	弁護士	

(五十音順)